

令和8年 富士見町 告示

第 46 号

富士見町公益通報の処理に関する要綱の一部を  
改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町公益通報の処理に関する要綱の一部を改正する要綱

富士見町公益通報の処理に関する要綱(平成24年富士見町告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づき、労働者等からの外部公益通報及び町職員等からの内部公益通報(以下「公益通報」という。)の適切な処理、公益通報者の保護等を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 労働者等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法第2条第1項に規定する役務提供先又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員(同項に規定する役員をいう。以下同じ。)、従業員、代理人その他の者について、次に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該事実について処分、勧告等をする権限を有する町の機関に通報することをいう。

ア 法令等(法律、法律に基づく命令、条例、規則等をいう。以下同じ。)に違反する事実

イ アに掲げるもののほか、住民の生命、健康若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実

(2) 内部公益通報 町職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、町の機関又は町の機関の事務に従事する場合における職員、代理人その他の者について前号ア若しくはイに掲げる事実若しくは不当な事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を町の機関に通報することをいう。

(3) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。

(4) 町職員等 次に掲げる者をいう。

- ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する特別職の職員
- イ 町との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。)の役員及び事業等に従事する労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。以下同じ)又は特定受託業務従事者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ)
- ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している役員及び従業員
- エ 町が資本金、出資金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資しており、又は町と密接な関係にあると認められる法人で町長が定めるものの役員及び従業員
- オ 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)で、町を役務の提供先とするもの
- カ 公益通報の日前1年以内にアからオまでに掲げる者であった者
- (5) 町の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づき設置される町の執行機関若しくは当該市の執行機関に置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (6) 外部公益通報者 外部公益通報を行った労働者等をいう。
- (7) 内部公益通報者 内部公益通報を行った市職員等をいう。
- (8) 公益通報者 外部公益通報者及び内部公益通報者をいう。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。